

久喜市議会
平成26年6月定例会
議員提出議案

議 案 目 録

議員提出第2号	特別委員会の設置について	1
意見第2号	「手話言語法」制定を求める意見書	2
意見第3号	集団的自衛権行使容認の解釈改憲に反対する意見書	4
決議第1号	東京理科大学経営学部久喜キャンパスの全面移転の白紙撤回 を求める決議	6

議員提出第2号

特別委員会の設置について

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成26年6月26日

提出者 久喜市議会議員

岡崎克巳
岸輝美
杉野修
川辺美信

久喜市議会議長 井上忠昭 様

特別委員会の設置について

地方自治法第109条及び久喜市議会委員会条例第6条の規定に基づき、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）建設事業、運用による住民生活への影響及びその周辺の整備事業等、建設・運用に伴い生ずる諸問題の調査を行うため、久喜市議会に下記の特別委員会を置く。

記

- 1 名称 圏央道対策特別委員会
- 2 定数 9人
- 3 付議事件 圏央道建設・運用に伴い生ずる諸問題の対策を図るため、調査・研究を行うこと
- 4 本特別委員会は、議会閉会中も審査を行うことができるものとし、付議事件の審査が終了するまで存続する。

意見第2号

「手話言語法」制定を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成26年6月26日

提出者 久喜市議会議員

猪 股 和 雄
岸 輝 美
岡 崎 克 巳
杉 野 修

久喜市議会議長 井上忠昭 様

「手話言語法」制定を求める意見書

聴覚障害者（ろう者）が使用している手話とは、音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語であります。

聴覚障害者（ろう者）にとって手話は、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーション手段として大切に守られてきた言語であります。

しかしながら、長い間聴覚障害特別支援学校（ろう学校）では手話は禁止され、社会からは手話を使うことで差別を受けてきました。

国際社会において2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語である」ことが明記されています。

日本政府は、障害者権利条約の批准に向けて国内法の整備を進め、2011（平成23）年8月に成立した「改正障害者基本法」には、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定めてあり、同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務付けております。

さらに、2013（平成25）年6月には障害者差別解消法が成立し、日本政府は2014（平成26）年1月20日に障害者権利条約を批准し、締約国として努力していくことを明言しました。

よって、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものです。

記

1. 手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広める。
 2. 聴覚障害児・者が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話ができることを保障する。
 3. 手話を言語として普及し研究することのできる環境整備を進める。
- 以上を目的とした「手話言語法」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
文部科学大臣
法務大臣

あて

意見第3号

集団的自衛権行使容認の解釈改憲に反対する意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成26年6月26日

提出者 久喜市議会議員
杉野修
石田利春

賛成者 久喜市議会議員
渡辺昌代
平間益美

久喜市議会議長 井上忠昭 様

集団的自衛権行使容認の解釈改憲に反対する意見書

安倍首相の私的諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」は、海外での武力行使を認める報告書を提出しました。このことを受け、安倍首相は、これまで歴代政権が、憲法9条が禁じる「武力行使」にあたるとしてきた「集団的自衛権の行使」を検討し、与党との協議が調えば、「集団的自衛権の行使を可能にする憲法解釈の変更を閣議決定する」と明らかにしました。

しかし、歴代政府は、「憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上ゆるされない」としてきました。

安倍首相は、これまでの政府見解を変えて、集団的自衛権の行使を認めようとしています。

集団的自衛権の行使は、日本への武力攻撃がなくても、他国のために武力を行使するものです。それは、海外での武力行使にたいする憲法上の歯止めを外し、日本を「海外で戦争する国」にしようとするものです。

この重大な転換を閣議決定で認めることは許されません。一内閣の判断で憲法解釈を勝手に変えることは、立憲主義の否定です。

よって、安倍首相が進める集団的自衛権行使容認の解釈改憲に反対するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
防衛大臣

あて

決議第1号

東京理科大学経営学部久喜キャンパスの全面移転の白紙撤回を求める決議

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成26年6月26日

提出者 久喜市議会議員

杉野修
岸輝美
岡崎克巳
猪股和雄

久喜市議会議長 井上忠昭 様

東京理科大学経営学部久喜キャンパスの全面移転の白紙撤回を求める決議

東京理科大学経営学部久喜キャンパスは、平成5年4月の開校以来21年に渡り地域に愛される大学として、また久喜市の知的基盤作り及びまちの魅力づくりに資する施設として重要な役割を果たしてきている。

東京理科大学経営学部久喜キャンパスの誘致にあたっては、地権者のご理解ご協力により用地を提供していただくとともに、久喜市は土地取得費及び校舎建設費に対して30億円の補助金を、また周辺整備に10億円の支出をすることを決定し、久喜市議会もこれを了承するなど、まさしく市と市議会と市民が一体となり、東京理科大学経営学部久喜キャンパス開校のため全面的な協力と支援を行ってきた。

しかしながら、その後、東京理科大学より、「平成28年4月より2年生以上を神楽坂キャンパスへ移転し、1年生のみを久喜キャンパスに残す」との提案がされ、久喜市及び久喜市議会は、そのことについて撤回要求を行ったにもかかわらず、平成24年6月13日、東京理科大学理事会は、これを決定した。

その決定からわずか2年で、今度は東京理科大学常務理事会において「平成28年3月に経営学部を久喜キャンパスから全面撤退する」とした決定がなされたことは、あまりにも一方的で久喜市との信頼関係を著しく損なうものであり甚だ遺憾である。

よって、久喜市議会としては、今回の東京理科大学経営学部久喜キャンパスの全面移転を到底受け入れられることはできず、強く白紙撤回を求めるものである。

以上、決議する。

久喜市議会